

在外選挙人登録

海外に在住する有権者の方々も国政選挙（衆議院議員選挙、参議院議員選挙とこれらに関わる補欠選挙及び再選挙）に投票できます。投票の為には、在外選挙人名簿への登録が必要です。登録資格は次のとおりです。

- ・ 満20歳以上で日本国籍をお持ちの方。
- ・ モザンビークに3ヶ月以上お住まいの方。
- ・ 日本で転出届を提出されている方。

在外選挙人名簿への登録は、日本国内の最終住所地の市区町村選挙管理委員会が行います。ただし、次の場合には本籍地の市区町村の選挙管理委員会に登録されます。

- ・ 日本国外で生まれ、日本で生活したことのない方（住民登録をしたことがない方）。
- ・ 1994年4月30日以前に日本を出国された方。

1. 申請方法

ご本人による申請及びご同居のご家族による代理申請が可能です。当館宛に次の必要書類をご提出ください。

ご本人による申請の場合	ご同居のご家族による申請の場合
・ 旅券 ・ 在外選挙人名簿登録申請書 ・ 現住所を証明する書類（住居の賃貸契約書、公共料金の領収書等：ただし「在留届」を申請の3ヶ月以上前にご提出の方は不要です。）	・ ご本人及び代理申請者の旅券 ・ 現住所を証明する書類 ・ 記載済みの「在外選挙人名簿登録申請書」（必ずご本人が署名してください。） ・ 記載済みの「申出書」（必ずご本人が署名してください。）

※在外選挙人名簿登録申請書及び申出書は当館にてお受け取りください。

2. 交付

在外選挙人登録申請書は当該選挙管理委員会に送付の後、同委員会にて登録及び「在外選挙人証」が交付され、当館宛に届きます。当館より申請者宛にご連絡いたしますので、お受け取りください。登録申請時に手続をされると、自宅や緊急連絡先（在留届に記載）でのお受け取りも可能です。

※ 交付には数ヶ月を要します。時間的余裕を持って申請されることをお勧めいたします。

3. 変更

「在外選挙人証」をお持ちの方で、住所や氏名など記載事項に変更があった場合には、変更申請が可能です。必要書類は次のとおりです。

- ・ 旅券
- ・ 在外選挙人証
- ・ 在外選挙人証記載事項変更届出書
- ・ 変更事項を証明できる書類等
住所が変更になった場合・・・住居の賃貸契約書、公共料金の領収書等
氏名が変更になった場合・・・戸籍謄抄本

4. 在外選挙人証の再交付

「在外選挙人証」の紛失、破損または裏面の記載欄に余白が無くなった場合には、再交付申請ができます。必要書類は次のとおりです。

- ・ 旅券
- ・ 在外選挙人証（紛失の場合は不要）
- ・ 在外選挙人証再交付申請書

5. 投票方法

投票方法には次の種類があります。

（1）在外公館投票

直接当館にご来館いただき、投票する方法です。

（2）郵便等投票

登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に同用紙に記載の上、登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法です。

（3）日本国内における投票

選挙の際に日本に一時帰国していた場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間、日本国内において投票できます。

※ 投票方法についての詳細は、在モザンビーク日本国大使館領事班にご照会ください。

（TEL：＋258－21－499－819/820）